

I 調査の概要

1 目的

本調査は、県内の主要産業に属する中小企業の賃金、退職金等の実態を明らかにすることにより、中小企業の賃金労務改善に役立てるとともに、労働行政推進の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

(1) 地域及び産業

静岡県内の次に掲げる産業に属する民営企業とする。

ア 建設業

イ 製造業

①食料品 ②木材、木製品 ③家具、装備品 ④パルプ、紙 ⑤印刷 ⑥プラスチック ⑦金属 ⑧窯業⑨一般(はん用、生産用、業務用)機械 ⑩電子部品、デバイス、電子回路 ⑪電気機械 ⑫輸送用機械 ⑬楽器

ウ 情報通信業

エ 運輸業

オ 卸売業、小売業

①卸売業 ②小売業

カ 金融業、保険業

キ 宿泊業、飲食サービス業

①宿泊業 ②飲食店

ク サービス業

①娯楽業 ②修理業 ③専門サービス業 ④医療業 ⑤介護、福祉事業

(2) 事業所 調査対象の地域及び産業に属する次の事業所のうちから無作為に抽出された 3,000 事業所とする。

ア 建設業、製造業、情報通信業、運輸業及び金融業、保険業に属する事業所で、常用労働者 10 人以上 300 人未満の企業に属するもの

イ 卸売業、宿泊業及びサービス業に属する事業所で、常用労働者 10 人以上 100 人未満の企業に属するもの

ウ 小売業及び飲食店に属する事業所で、常用労働者 10 人以上 50 人未満の企業に属するもの

(3) 労働者 調査対象の事業所に雇用される労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者とする。

3 調査項目

この調査は、次の事項について調査した。

(1) 事業所の現況

(2) 所定労働時間・週休制度等

(3) 労働時間制度

(4) 休暇・休業制度

(5) 賃金調整・雇用調整

(6) 初任給

(7) 退職金制度

(8) 賃金の状況

4 調査期間及び調査期日

この調査は、平成 21 年 7 月 31 日現在又は平成 21 年 7 月の 1 か月間の状況等を、平成 21 年 7 月 24 日から平成 21 年 9 月 16 日までに調査を行ったものである。ただし、年間データについては、それぞれの調査項目により指定した 1 年間の調査対象期間とした。

5 調査方法 事業主の自計申告による郵送調査とした。

6 集計方法 電子計算機により集計した。